

# 平成30年8月から70歳以上の方の所得区分と 限度額が一部変わります。

(70歳以上75歳未満:国民健康保険)(75歳以上:後期高齢者医療保険)

## 高額医療自己負担限度額(月額)

平成30年7月まで

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	入院・世帯単位
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

平成30年8月から

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	入院・世帯単位
現役並み所得者 (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	
現役並み所得者 (課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

< >内の金額は過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。  
月の途中で75歳の誕生日を迎えると、移行した後期高齢者医療制度と移行前の医療制度、それぞれのその月の自己負担限度額が1/2となります。

現役並み所得者 および の方は、新たに「限度額適用認定書」が申請により交付されます。

## 高額医療・高額介護合算(年額/8月~翌年7月)

平成30年7月まで

所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者	31万円
低所得者	19万円

平成30年8月から

所得区分	限度額
現役並み所得者(課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者(課税所得380万円以上)	141万円
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得者	31万円
低所得者	19万円

問い合わせ先: 肝付町役場 健康増進課 健康保険係 0994(65)8412